

○守口市市道認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき本市の市道（以下「市道」という）として認定する路線の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(敷地の権原)

第2条 認定する道路敷地においては境界が確認（分筆登記）されており、所有権以外の権利が存在しない状態で本市に寄付または法律に基づく帰属するものであること。

(利用状況)

第3条 認定する道路については不特定多数の人または車両が現に通行しているまたは通行することが予想されるものであること。また、不法占用及び不法占拠その他道路法の規定に基づく占用許可を受けることができない物件が存在しないものであること。

(道路の接続)

第4条 認定する道路の接続においては次の箇所に接続すること。

1. 起点及び終点が公道へ接続している
2. 起点又は終点が公道へ接続しており、もう一方が公共施設へ接続している
3. 市長が特に必要があると認めるもの

(道路の構造)

第5条 認定する道路の構造においては次の要件が全て満たされていること。

1. 幅員が4.0m以上
2. 道路排水施設が設置されている
3. 舗装整備されている
4. 路面及び道路構造物に損傷箇所がない
5. 通行の支障となる道路付属物（バリカー等）がない

附 則

この基準は、令和4年1月4日から施行する。